

第 66 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会

開催記録

1 開催概要

- 日 時：令和 8 年 4 月 8 日（水）10：00 ～ 11：00
- 場 所：JR 東日本 現地会議室
- 出席者：

表 出席者一覧

委員長	・谷川 章雄氏（早稲田大学名誉教授）
委員	・老川 慶喜氏（立教大学名誉教授） ・小野田 滋氏（鉄道総合技術研究所 アドバイザー） ・古関 潤一氏（東京大学名誉教授・ライト工業株式会社 R&Dセンター テクニカルオフィサー）
オブザーバー	・文化庁文化資源政策・記念物課 史跡部門 ・港区教育委員会事務局 教育推進部 図書文化財課 ・港区街づくり支援部 ・東京都 教育庁 地域教育支援部 管理課 ・東京都 建設局 道路建設部 鉄道関連事業課 ・東京都 交通局 建設工務部 計画改良課 ・独立行政法人都市再生機構 東日本都市再生本部 都心業務部 ・JR 東日本コンサルタンツ株式会社 ・東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模プロジェクト推進部門 ・東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部
事務局 東日本旅客鉄道(株) 京浜急行電鉄(株)	・東日本旅客鉄道株式会社 グループ経営戦略本部 品川・大規模プロジェクト推進部門 ・東日本旅客鉄道株式会社 マーケティング本部 ・東日本旅客鉄道株式会社 建設工務部 ・京浜急行電鉄株式会社 鉄道本部 ・京浜急行電鉄株式会社 生活事業創造本部 他
サポート	・パシフィックコンサルタンツ株式会社

■ 当日配付資料

1) 全体会

- ・ 次第
- ・ 資料 1：高輪築堤調査・保存等検討委員会 設置要綱（26 年 4 月 8 日改定案）
- ・ 資料 2：5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について(6)

2 議事要旨

2.1 議事録確認

(1) 開会

- 第 66 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。本日は全体会のみ開催であり、部会①②③は非開催となる。(事務局)

2.2 全体会

(1) 開会

- 第 66 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会の全体会を開会する。(委員長)

(2) 要綱の改定について

- 資料 1 について説明する。(事務局 JR)

<説明概要>

- ・高輪築堤調査・保存等検討委員会設置要綱について、文化庁の課名変更による改定を行いたい。
- 特に意見がないので改定については了解したものとする。(委員長)

(3) 5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について(6)

- 資料 2 は第 65 回委員会提示の JR 見解に対する委員見解となる。(委員長)

<説明概要>

- ・ 第 64 回委員会提示の委員見解で以下の 2 点を示した。
 - (1) 信号機跡を含む 5・6 街区間の検討を要望し、その方策を見通した上で 5・6 街区における保護措置の結論を得る。
 - (2) 6 街区南部についてこれまでの調査成果をまとめ、築堤部と第 8 橋梁北横仕切堤の関係把握及び第 7・第 8 橋梁の横仕切堤における位置づけを明らかにする手続きが必要。
- ・ (1) に対し、第 65 回委員会 JR 見解で JR を含めた関係事業者、関係行政機関、有識者による協議体で検討を行い、その結果等を本委員会にも報告するという重要な見解が示された。
- ・ (2) に対し、第 65 回委員会で詳細な検討報告があった。
- ・ この状況に対して、委員見解として以下の 3 点を示す。
 - ① 信号機跡を含む 5・6 街区間の現地保存について、JR、関係事業者、関係行政

機関、有識者による協議体において検討が進められていることに感謝。次回以降に協議体での経過を報告してもらいたい。協議体の検討結果を注視し、方策を見通した上で 5・6 街区の保護措置の結論を得る。

- ② 6 街区南部第 8 橋梁北横仕切堤は希少性が高く、文化財的価値が重要であるという委員見解が支持された。高輪築堤跡の約 110m の大半が 6 街区南部の東側の線路下に存在する。これまでの工事記録や調査成果をとりまとめ、現在の知見で検討する必要がある。
- ③ 4 街区第 7 橋梁南横仕切堤の移築は、引き続き具体的な移築保存先の確保の検討を進めてもらいたい。

- 信号機跡を含む 5・6 街区間の現地保存に関しては、別途の協議体において具体的な検討・協議に入っている。(JR)
- 6 街区南部及び 4 街区第 7 橋梁南横仕切堤の移築保存について、委員見解として理解するものの、今後の検討が進み次第報告をしたい。(JR)
- 6 街区南部はこれまでの工事記録や周辺の調査成果をとりまとめて頂き、現在の知見を以て過去の状況を評価し、東側線路下線路下の遺構について検討を行う。(委員長)
 - ← 委員の意向は理解する。検討し、随時資料として提示したい。(JR)
- 見解文書のやり取りについては、今後ある程度検討が進んだ段階で行いたい。(JR)
 - ← 了解した。(委員長)
- 協議体について、次回委員会での報告をお願いしたい。(委員長)
 - ← 事業者としては意向を承るが、協議体の関係者との調整・協議が必要のため本日時点では一旦預からせてもらう。(JR)
- → 了解した。ただし、「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議で報告されたにも関わらず、本委員会で報告がないのは、手続上よくない。(委員長)

(4) その他

- 「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」の更新及び京急連立 1 工区の埋蔵文化財報告書を刊行したことを報告する。(東京都)

(5) 閉会

- 最後に文化財行政からコメントをもらう。
 - ← (文化庁) 特段の意見はない。
 - ← (東京都) 特段の意見はない。

← (港区) 5・6 街区間の協議体について、検討状況を注視していきたい。また、本委員会での情報共有することが必要と考える。4 街区第 7 橋梁南横仕切堤の移築検討に関する JR 見解について、港区教育委員会としては本件について JR と正式に協議を行った認識は持っていない。

← (事務局 JR) 過去打ち合わせや相談を行っている。

- 次回委員会は 5 月 13 日 (水) 10 時 00 分より、会場は JR 東日本現地会議室での開催を予定する。本日はこれで閉会とする。(事務局 JR)

3 議事録

3.1 議事録確認

(1) 開会

(事務局 JR) 第 66 回 高輪築堤調査・保存等検討委員会を開会する。部会①②③は非開催となる。

- ・ 資料確認
- ・ オンラインの案内
- ・ 次第説明
- ・ 新任（交代）オブザーバーの挨拶

3.2 全体会

(1) 開会

(委員長) 次第に沿って進める。

(2) 要綱の改定について

(事務局 JR) 資料 1 について説明する。高輪築堤調査・保存等検討委員会設置要綱の改定であり、資料の赤字の部分に変更予定の内容となる。資料の最後のページにある別表 1 について、文化庁の課名が文化財二課から文化資源政策・記念物課に変更となった。内容は以上となる。

(委員長) 質問、意見はあるか。なければ改定については了解したものとする。

(委員長) 他になければ、次に進める。

(3) 5・6 街区の高輪築堤跡の文化財的価値及び保護措置について(6)

(委員長) 資料 2 は第 65 回委員会で提示された JR 見解に対する委員見解となる。3 ページ上段まではこれまで提示した内容と同じなので、3 ページ中段から説明する。「2.保護措置について」のうち「④ 5・6 街区における信号機跡を含む築堤部 100m 以上の現地保存」及び「⑥ 第 7 橋梁南横仕切堤跡の移築保存」については、第 64 回の委員見解で次のように提示した。(1)は、再度本委員会としては信号機跡を含む 5・6 街区間の現地保存の検討を要望し、その方策を見通したうえで 5・6 街区の保護措置に関する結論を得ることとしたい、という内容であり、委員見解の核心となる部分である。(2)は、6 街区南部について、これまでの調査成果をとりまとめ、築堤部と第 8 橋梁北横仕切堤との

関係を把握するとともに、第7・第8橋梁の横仕切堤における位置づけを明らかにする手続きが必要であるという内容である。これを受けた第65回委員会のJR見解で非常に重要な点が、5・6街区区間について「JRを含めた関係事業者、関係行政機関及び有識者による協議体において検討・協議を進めることとなり、その結果等は本委員会にも報告する」という部分である。これは5・6街区間の現地保存の問題について大きく一步踏み出すことになったと理解している。また6街区南部における調査成果については、東京都教育庁及び港区教育委員会の協力を得て第65回委員会で詳しい報告を受けた。費用増を伴う計画変更を実施し、第8橋梁北横仕切堤を含む高輪築堤約110mの現地保存を実現しているということである。これらのJR見解に対して、今回の委員見解を示している。1点目は信号機跡を含む5・6街区間の現地保存について、JR、関係事業者、関係行政機関、有識者による協議体において検討が進められていることに感謝する。協議体の検討結果等は本委員会にも報告するということであり、本日は諸事情があり報告を受けられないようだが、次回以降に協議体での経過を報告してもらいたい。本委員会としては、協議体における検討・協議の経過を注視し、最終的な結果を待つことにしたい。信号機跡を含む5・6街区間の現地保存の方策を見通した上で5・6街区の保護措置について結論を得るということである。2点目の6街区南部の第8橋梁北横仕切堤については、これまでの調査成果から、遺存状態は第7橋梁南北横仕切堤の方がよいが、新橋～横浜間で横仕切堤は第7・第8橋梁の2箇所には存在しない希少性の高い遺構であることが指摘された。こうした所見は第8橋梁及びそれに伴う南北横仕切堤の文化財的価値が重要であるとした委員見解を支持するものである。JR見解では6街区南部において第8橋梁北横仕切堤を含む高輪築堤跡約110mの現地保存を実現しているとされているが、高輪築堤跡約110mの大半が6街区南部東側の線路下にある。これまでの調査によって高輪築堤跡の複線期の築堤の裾ラインを確認しているが、北横仕切堤より南では、街区外の線路下に裾ラインが想定される。また線路下における高輪築堤跡の遺構の状況は明確になっていない。従って、今後は線路下の高輪築堤跡の遺構の状況を確認する必要がある。これについては、この範囲の工事記録や周辺の調査成果をとりまとめてもらい、現在の知見で検討する必要がある。3点目の4街区第7橋梁南横仕切堤の移築保存要望については第62回委員会の委員見解において、これまでの検討経過及び今後の見通しについて説明を要望しており、第63回委員会JR見解では、第7橋梁南横仕切堤の移築保存先の確保が未済であり、今後の見通しについて示せる状況にないという回答であった。併せて関係行政に対して、今後も連携の上で検討を行うが移築の候補地について提案、助言等をお願いしたいと述べている。本件につ

いては引き続き具体的な移築保存先の確保の検討をお願いしたいということが委員見解となる。本委員会の保護措置に関する助言のとりまとめにあたっては、従来通り JR 及び委員が互いの見解を受け止め、論点を明確にした上で根拠に基づく合理的な説明を行い、議論を尽くすことが必要である。以上が第 65 回委員会の JR 見解に対する委員見解である。

(委員長) 質問、意見はあるか。

(JR) 委員見解に記載の通り、信号機跡を含む 5・6 街区間の現地保存に関しては、別途の協議体において具体的な検討・協議に入っている。6 街区南部及び 4 街区第 7 橋梁南横仕切堤の移築保存の件については委員見解として理解はするが、JR の見解はこれまでも提示してきており、今後の検討が進み次第報告をしたい。以上 3 点については、速やかに何か方向性が出るという見通しではないので、本日の委員見解に対して事業者の見解を文書で提示しても、これまでの文書の繰り返しとなると思われる。状況が進んだ段階で、事業者の見解を文書で提示していく形で進めたい。

(委員長) 6 街区南部については、これまでの工事記録、周辺調査の成果をとりまとめて頂きたいということである。それらが行われたのはだいぶ前となるので、現在の知見を以てもう一度過去の状況を評価し、6 街区南部東側の線路下の遺構について、検討を行うことが必要だと考える。

(JR) 委員の意向は理解する。本件は随時資料として提示していきたいが、今までのような見解文書のやり取りについては、今後ある程度検討が進んだ段階で行いたい。

(委員長) 了解した。6 街区南部の東側に関する工事記録と周辺調査の成果を取りまとめて頂き、それを検討材料にしたい。なお、協議体の報告については、「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議と同じレベルで本委員会でも次回報告してもらいたい。

(JR) 協議体の報告について、事業者としては意向を承るが、協議体の関係者との調整・協議が必要となるため、本日時点では一旦意見として預からせてもらう。

(委員長) 了解した。ただし、「国際交流拠点・品川」における高輪築堤等の価値・あり方に関する有識者検討会議では報告されたのにも関わらず、本委員会では報告がないという状況はあまりありがたいことではないと思っている。手続上、報告してもらうことが形式的に整ったものになる。

(委員長) 他になければ、次に進める。

(4) その他

(委員長) その他は何かあるか。

(委員長) 他に何かなければ、次に進める。

(5) 閉会

(委員長) 特になければ全体会を閉会する。

(委員長) 最後に文化財行政からコメントをもらう。

(文化庁) 本日の議論に感謝する。特段の意見はない。

(東京都) 特段の意見はない。

(東京都) 遺跡地図の更新について、前回委員会で京急連立 1 工区の範囲拡大を報告したが、「東京都遺跡地図情報インターネット提供サービス」HP において範囲の更新を行ったことを報告する。次に京急連立 1 工区の埋蔵文化財報告書を刊行したことを報告する。京急電鉄、東京都建設局、本委員会の委員、港区教育委員会には、これまでの指導、協力に感謝する。近く奈良国立文化財研究所の全国文化財総覧の HP に PDF 版が公開される予定である。

(港区) 5・6 街区間の協議体について、検討状況を注視していきたい。また、本委員会においても情報共有することが必要と考える。4 街区第 7 橋梁南横仕切堤の移築検討に関する JR 見解について、港区教育委員会としては本件について JR と正式に協議を行った認識は持っていない。

(事務局 JR) 高輪築堤跡が史跡に指定された後であったと思うが、本委員会で移築の検討要望を頂いており、保存活用計画策定のタイミング等で港区教育委員会などと打ち合わせや相談を行っている。

(事務局 JR) 次回の定例委員会は、5 月 13 日（水）10 時 00 分より、会場は JR 東日本現地会議室を予定する。お忙しい中貴重なご意見をありがとうございました。閉会とする。

以 上